

令和元年第6回（10月）臨時会

自 令和元年10月10日

至 令和元年10月10日

## 第6回 和木町議会臨時会

令和元年第6回（10月）臨時会  
令和元年第6回和木町議会臨時会  
（令和元年10月10日）

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 議案第46号

令和元年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号)

○出席議員（9名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	灰 岡 裕 美	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	中 村 充 子	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	河 内 洋 二	
企画総務課長	田 中 雅 彦	
税 務 課 長	吉 岡 司	
住民サービス課長	坂 本 啓 三	
都市建設課長	村 岡 辰 浩	
保健福祉課長	森 本 康 正	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	渡 邊 良 平	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 中 敬 子
書 記	松 島 久 子

令和元年第6回（10月）臨時会

- 開 会 9時 00分
- 議 長 和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますのでこれを許可いたします。  
なお、携帯電話お持ちの方は、電源オフ、または適切な処置をお願いいたします。
- 議 長 ただいまから、令和元年第6回和木町議会臨時会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。
- 議 長 上岡富士夫議員から、葬儀出席のため、臨時会を欠席する旨、届出がありましたのでご報告いたします。
- 議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、8番議員 小林秀嘉君、9番議員 森脇明美君を指名いたします。
- 議 長 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
おはかりします。  
本臨時会の会期は、10月10日、本日のみとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議 長 （「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
- 議 長 したがって、本臨時会の会期は、10月10日、1日とすることに決定をいたしました。

議

長

日程第3 議案第46号 令和元年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

これを議題といたします。

執行の説明を求めます。

村岡都市建設課長。

村岡都市  
建設課長

議案第46号、令和元年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算の概要としては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、総額を2億8,090万2千円とするものでございます。

2ページの歳出からご説明いたします。

款1 総務費において、2,000万円を増額しています。

詳細は11ページをご覧ください。

工事請負費2,000万円の増額は、大竹圧送管改築事業において追加を行うものでございます。本事業は、現在、日本下水道事業団と7億5千万円で協定締結を行って実施しているものでございますが、小瀬川の計画河床の地下5mに2重構造の圧送管を設置する工事を実施していくにあたり、強靱化対策の最大ポイントであるモルタル充填に向けて、実証実験を繰り返し行った結果、安全確実に工事を実施するためには2,000万円の増額が必要となったことによるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

款6 町債は、圧送管新設事業債として、1,000万円を増額するものでございます。

款7 国庫支出金につきましても、圧送管改築事業に充当する財源として、社会資本整備総合交付金1,000万円を追加するものでございます。

続きまして、3ページの第2表地方債補正についてでござ

いますが、本補正予算に伴い本年度の圧送管新設事業の借入限度額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

栗本詠子君。

栗本議員 今回の事業は、私が新人議員になる前からの大変な事業だと理解しておりますが、1度目の2億3千万円の予算計上には、3つの増額理由がありました。

特に、強靱化というところと、二重トラフというところがありました。では、今回、二千万円の予算計上にはどのような理由で計上するのか、その工程、事業などを教えていただきたいと思っております。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 それでは、二千万円増額の主な内容についてご説明させていただきます。

内挿管挿入後のモルタル充填において、鞘管と本管との間に確実に充填する必要があり、そのモルタル充填については、失敗が許されないことから、実証実験の結果、当初3分割の注入を7分割にすることが必要となったことが主な要因でございます。

金額内容ですが、7分割にすることにより、モルタル注入管が3本から7本となり、手作りの吊り下げ金具が86個から172個となり、その接着作業等が増えることとなったため、その増額分が1,700万円となります。その他には、本管の挿入において、先程申し上げました注入管や吊り下げ金具のローリング等による破損を防ぐためにウインチによる引張作業

を追加することとなりました。その費用が約300万円でございます。よって、計2,000万円の増額となったものでございます。

以上です。

議長

よろしいですか。  
他に質疑はありませんか。

嘉屋富公君。

嘉屋議員

今回の下水道工事業は、施工面、安全管理分野等で、締結した後に、2転3転し、最終的に7億7千万円となります。

今後は見直し等で変更はないのか。というのが、海底部分の施工には強固な物となり問題はないと考えるが、縦抗部分の管は約15メートルあり、建物にすると、ほぼ5階建てに匹敵すると考えます。振動、土圧に対しての施工は大丈夫なのか伺いたいと思います。まずは、耐震性はどのくらい耐えられるのかお聞きします。

議長

村岡都市建設課長。

村岡都市  
建設課長

まず、この圧送管の設計において、震度いくらまでという考え方の設計ではございませんけれども、下水道施設の耐震対策指針と解説、これは、日本下水道協会から出されたものに基づいて、その中で、この管は重要な幹線と位置付けて設計を行っております。

あえて、震度で表すとすれば、震度7相当の地震でも汚水を流す能力を維持できる設計となっております。

以上です。

議長

嘉屋富公君。

- 嘉屋議員 今現在で、縦抗の方は、今の管に対して、作業用ですから広く取ってると思います。ここが震度により液状化するとかって  
いう問題はないのでしょうか。
- 議長 村岡都市建設課長。
- 村岡都市建設課長 縦抗内の管につきましても、そういった液状化等の内容についても、検討した上で設計を行っております。  
なお、この縦抗内の管につきましては、耐震性のあるダグタイル管と継ぎ手を使用しており、その管の外には特殊人孔またはケーシングがございますので河川区域内の2重管構造部と同様の耐震性能を有しております。
- 議長 よろしいですか。  
他に質疑はありませんか。  
  
灰岡裕美君。
- 灰岡議員 今回の工事はですね、財源は町債1千万、それから国庫補助金が1千万ということなんですが、そのうち、町債の方では、先日、地方交付金が交付されるので、町債の方は交付措置があるとお聞きしたのですが、当該年度の一般財源への影響はどのように考えておられますか。
- 議長 村岡都市建設課長。
- 村岡都市建設課長 まず、今回の補正によってですね、下水道事業会計の一般財源と申すのは、使用料があたる訳ですが、それについては、使用料を充当していないということで今年度については影響が出てきません。先程申しました地方債の財源の地方交付税措置、これは一般会計の方に地方交付税の部分として交付税措置の金額が算定されまして、その中から下水道事業会計の方に基



準内繰入金として、一般会計から下水道特別会計の方に基準内繰入金として、毎年、元利償還金の40%程度が入ってくるという状況でございます。

以上です。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 それでは、地方交付税の措置というのは、今、いくらということとは言えないので、今の時点でどのくらいの一般財源に影響があるかということは具体的には説明が難しいということですのでよろしいですか。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 一般財源、あの、下水道会計でいう一般財源は使用料で、それには影響出ませんし、一般会計の方からの繰入金の中には、もちろん、全体の一般財源、地方交付税を含む税金とか、一般財源ありますが、それは交付税措置分だけが特別会計の方へ充当されます。基準内繰入金として入ってきますので、それについては、影響がないということでご理解いただきたいと思えます。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 影響がないということは、町債、今回、1千万起債する訳ですが、それに対して、交付税措置があつて、町債の返済措置は、返済には、ほとんど影響がないという考えでよいのですかね。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 ちょっと申し上げますと、会計には、一般会計、町税とか交付税とか一般会計がありますよね、それと、下水道特別会計、

公営事業会計というのがございます。これは、基本的には下水道の使用料で賄うのが原則なんですよね。ですけれども、その中で一般会計から特別会計へ繰入れるものは、例えば、下水道であっても雨水の処理とかは下水道の使用料から出すものではないので、それが基準内繰入金として、一般会計から入ってくるということで、残りの額につきましては、毎年度償還金は下水道の中の、下水道という財源は使用料ですので、それで年度年度賄っていくということです。

以上です。

議長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第46号 令和元年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手

議長 したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

令和元年第6回（10月）臨時会

おはかりします。

これで、令和元年第6回和木町議会臨時会を閉会したいと思います  
ますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 これをもちまして、令和元年第6回和木町議会臨時会を閉会  
いたします。

閉 会 9 時 1 5 分